○東北地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号仙塩広域都市計画下水道事業仙塩流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千四百一号栗原都市計画下水道事業迫川流域下水道
三　事業施行期間　自平成五年十二月二十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千六百四十七号原町都市計画公園事業九・六・一号東ヶ丘公園
三　事業施行期間　自平成五年八月三日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成五年建設省告示第千六百四十七号の事業地のうち大字牛来字出口地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千百四十一号県中都市計画、二本松本宮都市計画及び県南都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十一年七月二十九日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三十四号日立都市計画道路事業三・三・四十六号鮎川停車場線
三　事業施行期間　自平成十五年二月二十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第五十七号日立都市計画道路事業三・四・六十八号十王北通り線及び三・五・六十九号橋本赤岡線
三　事業施行期間　自平成十九年三月八日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三百五十一号石下都市計画道路事業三・五・四号石下駅中沼線
三　事業施行期間　自平成十三年十二月十日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄